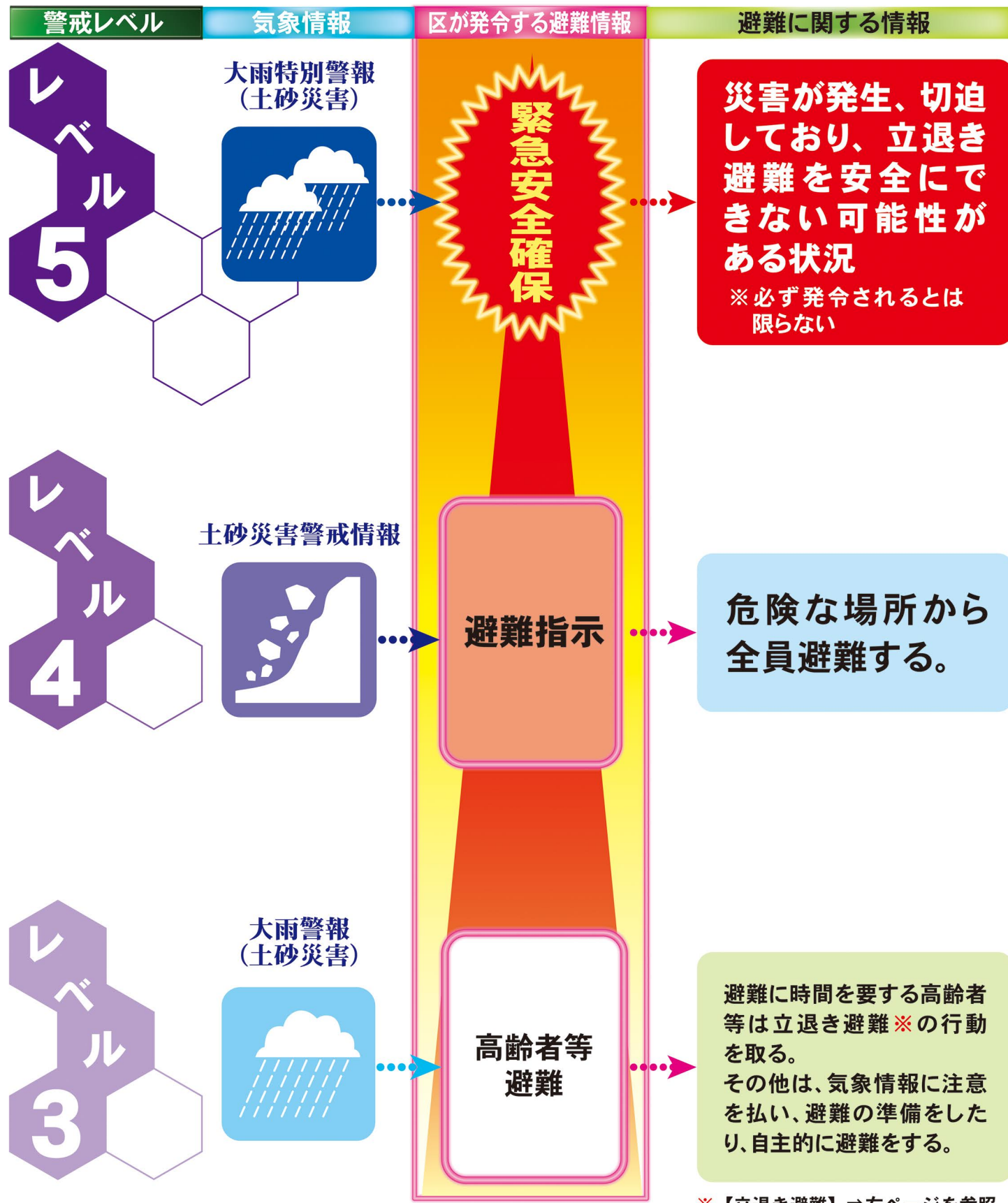


土砂災害から避難する

土砂災害に関する気象情報と避難



レベル1・2に関しては気象庁が発令します。

※【立退き避難】⇒右ページを参照
自分のいる建物から出て、区が指定した避難場所や、近隣の安全な場所に移動する避難行動のことです。

立退き避難について

大雨発生

避難情報の発令

- 港区防災行政無線
- 緊急速報メール (エリアメール)
- 青色防犯パトロール車両
- デジタルサイネージ
- 防災情報メール
- 港区公式ホームページ
- ツイッター
- フェイスブック
- 港区防災アプリ
- LINE

レベル5 命の危険 直ぐに安全確保!

レベル4

レベル3

区民避難所及び避難場所等へ避難

■区民避難所
災害によって家屋が損壊した場合や、川の氾濫などによって浸水した場合には、被害を受けた区民の方が一時的に生活するところです。区は土砂災害の危険がある場合に、緊急的に避難するための避難場所を、区民避難所またはほかの区有施設に設置する場合があります。その際は、区の防災情報メールやホームページなどによりお知らせします。なお、緊急に避難するための避難場所は、自主避難施設と兼ねることがあります。

※避難所は災害の状況に応じて開設箇所が異なります。

参考 ■自主避難施設
区は、区内に被害を及ぼす可能性がある台風の接近や上陸が予想される場合に、あらかじめ「自主避難施設」を区有施設に開設し、自宅にいて不安を感じる区民を受け入れます。その際は、区の防災情報メールやホームページなどによりお知らせします。